

委 託 契 約 書

業務の委託について、委託者 なんさん通り商店会（以下「甲」という。）と受託者 有限会社ハートビートプラン（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）業務の名称 難波千日前日本橋まちづくり協議会事業推進業務 2024

（2）実 施 場 所 なんさん通り東西

（3）業務の内容 「特記仕様書」のとおり

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結日から令和 7 年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金2,500,000円

（うち消費税及び地方消費税相当額金227,272円）とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、契約保証金を免除する。

（成果報告書）

第5条 乙は、業務を終了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第6条 甲は、成果報告書を受理したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に関する費用は、すべて乙の負担とする。

（委託料の支払）

第7条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から45日以内に委託料を乙に支払うものとする。なお、その際の振込手数料は甲の負担とする。

（権利の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この契約によって生じる乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第9条 乙は、業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(実地調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施の状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(秘密の保持)

第11条 乙及び乙の業務員は、業務上知り得た秘密をいかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

2 第9条ただし書の規定により、乙が再委託を行った場合、当該再委託先についても、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定は、この契約終了後又は解除後も存続するものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1)この契約に定める義務を履行せず、業務の遂行に著しく支障をきたし、又はきたすおそれがあると認められるとき。

(2)公租公課の滞納処分を受けたとき。

(3)その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の賠償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結及び履行に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第16条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

委 託 者 大阪府中央区難波千日前 5-19 河原センタービル 2F
 なんさん通り商店会
 会長 木村 次郎

受 託 者 大阪府北区天神橋 1-14-7 池田ビル 2F
 有限会社ハートビートプラン
 代表取締役 泉 英明

難波千日前日本橋まちづくり協議会事業推進業務 2024

特記仕様書

1. 業務概要

- ① 全体企画・進捗管理
- ② まちづくり構想の提案、基本設計プラン検討、合意形成
- ④ 協議会運営支援
- ⑤ ニュース作成

2. 提出書類

（事業期間中）

上記業務に関連する資料

（完成後）

成果報告書

請求書

3. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。